

以下の事実について、X、Yの罪責を論じなさい。

- 1 Xは、夫A（男性、38歳、身長178cm、体重87kg）と生後3か月の長男Bの3人でA方において暮らしていた。Xは、毎日のようにAから暴力を振るわれる上に、Aが全く育児をしなかったためBの育児に疲れて自暴自棄になり、Bと心中しようと思ひ、8月10日午前10時以降、Bへの授乳や水分補給をしなくなった。しかし、同日午後8時、Xは、Bの寝顔を見て、殺害をやめようと思ひ、Bへの授乳を再開した。Bは、その時点で多少衰弱していたものの、生命の危険が生じる状態ではなかったことから、すぐに回復した。
- 2 8月18日午後5時30分、A方において、Xが知人のY（男性、64歳、身長168cm、体重67kg）から食事に誘われたことがあるとAに話したところ、Aは、「あのやろう、ぶん殴ってやる」と怒鳴りながら、A方を出て行った。Xは、AがYに怪我をさせるかもしれないと思ひ、Aから暴力を受けるのが怖かったため、Aを制止したり警察に通報したりしなかった。

Xの行為

故意先行型の  
不作為犯

実行の着手？

3 同日午後5時50分、AはY方に到着し、「開けろ」と叫んだ。YがAをY方に入れたところ、Aは、玄関ドアの鍵を閉めてたばこを吸い始め、「俺の女に手を出したな。土下座しろ」と迫った。Yが「その必要はない」と答えると、Aは、いきなりYの左顔面を拳で殴った。さらにAは、「土下座するまで許さない」と怒鳴り、たばこを吸いながらYの顔面に頭突きをし、Yを押し入れのふすまに押し付けるなどの暴力を断続的に繰り返した。その結果、Yは顔面に打撲を負った。

同日午後6時、Aは、「このままで済むと思うな」と怒鳴り、Y方の玄関ドア付近でたばこを吸うためにYに背を向けた。Yは、理不尽な要求をするAに怒りの念を抱くとともに、Aの暴行から逃れたいと考え、近くにあった果物ナイフ(刃体の長さ15cm)でAの脇腹や背部を何度も刺した。Aは、裂傷を負って出血し、その場で倒れた。

4 その際、Yは、Aの反撃に遭い、脳しんとうを起こして気絶した。同日午後7時、意識を取り戻したYは、Aを病院に連れて行こうと思い、Aを自分の自動車に乗せて出発した。しかし、Yは、自己の責任が問われるのを恐れるとともに、Aへの怒りの念が強くなり、同日午後7時30分、「治療をすればAは助かるだろうが、Aが死亡してもかまわない」と決意し、病院に向かわず漫然と自動車を走行させた。同日午後11時30分、Aは、車内で前記裂傷により失血死した。

5 同日午後6時30分ころまでは、Aは確実に救命できる状態だったが、その後、救命可能性が低下して、確実に救命できるとはいえなくなり、同日午後10時ころ以降は救命がほぼ不可能になっていた。

Aの侵害

侵害の始期と終期の確認を忘れずに

侵害の強弱や緩急を意識して防衛行為の相当性を判断

Yの行為①  
= 傷害致死罪?

殺人の意思

危険先行型の  
不作為犯

Yの行為②  
= 殺人罪?